

現在はこの取扱いを行っておりますが、変更になった場合は通達を発出する予定です。

この(イ)－1～3の経験は「いずれか」の地位の経験に基づくことから、地位経験の区分を超えて経験年数を合算することができません。

(例3) 塗装工事業の経營業務経験4年8月(区分(イ)－1)
 塗装工事業の経營業務補助業務経験1年9月(区分(イ)－3)
 経験年数の合計が6年5月ですが、経験区分を超えて経験年数を合算することはできません。それぞれ個別の経験年数は所用の年数を超えていないため、経營業務の管理責任者として認めることはできません。

なお、静岡県では建設業の役員経験、執行役員経験及び補佐経験は**常勤の者**に限り認めています。

(ロ) 常勤役員等のうち一人が次の(ロ)－1または(ロ)－2のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接補佐する者として、次のA、B及びCに該当する者をそれぞれ置くものであること。なお、A、B及びCは一人が複数の経験を兼ねることを可能とする(今回の改正で新たに導入)。

区分	経営能力を認める経験	直接補佐をする者の経験
(ロ)－1	建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等または役員等に次ぐ職制上の地位(財務管理、労務管理または業務運営を担当する者に限る)における経験を有する者	A: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
		B: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
		C: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者
(ロ)－2	建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の役員等の経験を有する者	A: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
		B: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
		C: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者

(ロ)については、自らの建設業役員経験が5年を満たしていないが、2年以上の建設業の役員経験に、他会社(他業種)の役員経験または建設業の役員等に次ぐ職制上の地位(申請する会社の財務管理、労務管理または運営業務に限る)の在籍期間を加えて5年以上になれば、申請する会社の「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」の経験を5年以上有する者を補佐につけることによって、経營業務の管理責任者の要件を満たすことを定めたものです。

なお、「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」については、次のとおりです。

業務経験名	経験の内容
財務管理	建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験
労務管理	社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験
業務運営	会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験

なお、区分(イ)－2及び(イ)－3の経験年数について、従前と同様に(イ)－1の経験年数を合算することが可能です。

(例3) 塗装工事業の経營業務経験4年8月(区分(イ)－1)
 塗装工事業の経營業務補助業務経験1年9月(区分(イ)－3)
 経験年数の合計が6年5月となることで、区分(イ)－3に該当することで経營業務の管理責任者として認めることができます。

また、静岡県では建設業の役員経験、執行役員経験及び補佐経験は**常勤の者**に限り認めています。

(ロ) 常勤役員等のうち一人が次の(ロ)－1または(ロ)－2のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接補佐する者として、次のA、B及びCに該当する者をそれぞれ置くものであること。なお、A、B及びCは一人が複数の経験を兼ねることを可能とする(今回の改正で新たに導入)。

区分	経営能力を認める経験	直接補佐をする者の経験
(ロ)－1	建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等または役員等に次ぐ職制上の地位(財務管理、労務管理または業務運営を担当する者に限る)における経験を有する者	A: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
		B: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
		C: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者
(ロ)－2	建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の役員等の経験を有する者	A: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
		B: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
		C: 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者

(ロ)については、自らの建設業役員経験が5年を満たしていないが、2年以上の建設業の役員経験に、他会社(他業種)の役員経験または建設業の役員等に次ぐ職制上の地位(申請する会社の財務管理、労務管理または運営業務に限る)の在籍期間を加えて5年以上になれば、申請する会社の「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」の経験を5年以上有する者を補佐につけることによって、経營業務の管理責任者の要件を満たすことを定めたものです。

なお、「財務管理」、「労務管理」及び「運営管理」については、次のとおりです。

業務経験名	経験の内容
財務管理	建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験
労務管理	社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験
業務運営	会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験